

平成28年度第11回理事会議事概要

日 時 : 平成29年2月10日(金) 15:25~16:20

場 所 : 森林総合研究所特別会議室

出席者	理事長	沢田 治雄
	理事(企画・総務・森林保険担当)	桂川 裕樹
	理事(研究担当)	田中 浩
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	渡邊 聡
	理事(森林業務担当)	奥田 辰幸
	理事(法令遵守担当)	三木 眞
	監事	鈴木 直子
	監事	平川 泰彦
	総括審議役	上野 司郎
	総括審議役	大貫 肇
	総括審議役	國井 聡
	審議役	河野 晃
	企画部長	高橋 正通
	総務部長	松本 寛喜

1. 開会

2. 議事

(上野総括審議役)

ただいまより、平成28年度第11回理事会を開催いたします。本日は議題5件、報告事項が3件となっております。順次説明をお願いいたします。

まず、議題のI-1につきましてよろしくをお願いいたします。

I-1. 「組織及び事務分掌規程」の改正について

(桂川理事)

組織及び事務分掌規程（以下、「組織規程」という。）については、先の法改正における当法人関係の主な変更点は、①暫定的に行うとされてきた水源林造成業務について本則に位置づけるとともに、育成途上の森林の整備を可能とすること、②名称を「森林総合研究所」から「森林研究・整備機構」に改称するということの2点があり、これに基づきまして組織規程を改正しております。

改正の概要ですけれども、主な改正点の1点目として、理事会の設置を新たに規定しました。これまで組織規程には理事会というのがありませんでしたが、これからは法人全体としてのガバナンスについて理事会がその機能を果たしていくわけですから、組織規程上も理事会をきちんと位置づけるということといたしました。

2点目といたしまして各担当理事の設置を新たに規定したというところでございます。具体的には第2条、第3条に理事会及び理事の規定を新たに置くことといたしました。このように法人の業務の運営に関する重要事項に関わる理事長の意思決定を補佐する機関として理事会を置くことと明定いたしまして、そして理事もこれまで組織規程上明定がなかったところですが、今回きちんと理事を組織規程の上に置いて位置づけました。ただし理事の実際の実務の担当分野が変わったわけではありません。これまで規定されていなかったものを組織規程上置いたということとあります。

3点目は、法人に置く組織として森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター、森林総合研究所森林バイオ研究センター、森林整備センター及び森林保険センターを規定し、その所在地も定めたわけでございます。

4点目は、法人に本部は設置せず、森林総合研究所が主たる事務所として法人運営に必要な業務を行うということも定めております。これらはそれぞれ第4条に定めております。また第5条の2に森林総合研究所が主たる事務所として機構の運営に必要な業務を行う旨を規定しております。

5点目はこれまで森林総合研究所のこの場所を本所というように呼んでいたわけですが、今回は全体的に本所あるいは本部という言葉を使うことを止めておりますので、本所のことを森林総合研究所と呼ぶようにしております。これにつきましては、森林整備センターも同様でございます。

6点目は、森林総合研究所の所長は理事長をもって充てる旨を規定いたしました。こ

れにつきましては、これまで森林総合研究所理事長という位置づけであったものが、機構という組織の下に主たる事務所たる森林総合研究所が置かれることになりましたので、その所長は必ず理事長であるということを第6条第2項に規定したということでありませ

ず。7点目は、法人の理事である企画・総務・森林保険担当及び研究担当の2名の理事につきましては森林総合研究所の運営にも関与することとして、森林総合研究所に置くという旨を第6条第3項に規定いたしました。

8点目は、森林保険センターと森林整備センターの建制順位を法律に準じて入れ替えを行いました。これまで水源林整備事業が附則に位置付けられていた関係で、森林整備センターの条項は一番後ろにおかれていたわけですが、新しい建制順位により森林整備センター関係の条項は森林保険センターより前に移しました。

9点目は、支所及び育種場につきましては、これまで本所及び林木育種センターと並列した位置づけとされていたものを、森林総合研究所及び森林総合研究所林木育種センターの各章の中で規定することにより、それぞれ下部組織として整理をいたしました。森林整備センターについては、整備局は従来どおり森林整備センターの下におかれるということでこちらは変更ございません。また、支所、育種場及び整備局は、森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林整備センターのそれぞれの業務を分掌する目的として設置することとして規定いたしました。このあたりは平仄を揃えたということ、業務の実態に応じて一番わかりやすい形に定めたということでもあります。

10点目は、森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センターの職制、これらはこれまで一つの章でまとめて規定をしていたわけですが、それぞれの章の中で分けて規定をいたしました。なお、森林総合研究所の職制のうち班長は技術専門職の廃止に伴い削除しております。こちらは今回の組織の見直しと何の関係もございませんが、現に技専職の廃止が先に決定をいたしましたので、そのようにさせていただいております。

11点目は、森林整備センターの部署のうち、センターコンプライアンス室を監査・コンプライアンス室へ改称いたしました。

12点目は、法律の改正に伴いまして森林整備センターの業務が拡充されましたので、それに関係しまして、水源林を涵養するための森林の整備というものを新たな業務として明記し、森林業務部の業務に追加をしております。

その他は、字句の修正で、法人名の略称を機構ということにしております。

3ページ以降に新旧対照表が書いてありまして大変大きな改正をしたようにも見えるわけですが、今申しましたように組織の名称が変わったことによる違い、建制順を入れ替えたことによる違い、或いは支所、育種場の位置付けや職制の各部署の違いなどによって変更した部分がありますので、内容的にはそんなに大きく変わっているものではないかと存じます。先ほど言いましたように、理事会、理事のようにまったく定める規程がなかったものを新たに定めた部分もありますけれども、それらを含めて基本的に仕事のやり方を従前と変えるものではない、むしろ現在やっている仕事のやり方に合わせて組織規程をきちんとした形で定めることとした、というところが改正の着眼点ということになります。資料としては全体で相当の部数になりますので説明の方は省略させて

頂きます

(上野総括審議役)

法人の略称につきましても、内規である規程の中ではできるだけ簡素にするという観点と法律に合わせるということで機構という略称を定めさせていただいているということも補足しておきます。

(桂川理事)

この組織規程ですけれども、非常に膨大なものでありますので、なお、見落としその他がないか精査を続けております。従いまして、ここにお示しをしました資料が一字一句変わらず確定するものではございません。若干の修正等はまだまだあり得るものとお考え下さい。

(上野総括審議役)

各科課の職務内容等で、実態を精査する中で再度の見直し等あるかもいたしませんし、そういうことにつきましては若干の文言の修正はございますが骨格においては変わらないということをご理解いただき、本日の理事会のご審議を持ちましてこれについて事務的な手続きを進めさせていただきたいと思っております。

I-2. 「理事会規程」の制定について

(桂川理事)

理事会の規程というものが従来ございませんでした。しかしこれからは、法人ガバナンスというものは理事会を通じて行われるわけでありますので、やはり理事会というものの役割をきちんと定めることが必要であろうということで、理事会規程を設けることとしました。従来は理事会運営要領というのがあったのですけれども、理事会運営要領は名前のおり本当に理事会をどのように運営するかという内容でございましたので、そういう形ではなく、理事会が内部統制の中心として機能を果たすということを前提としまして作ったものでございます。

先ほど説明しましたとおり組織規程に理事会を置くということを定めております。その組織規程を踏まえて理事会規程をという形にいたしました。

理事会の構成員もこれまできちっと定めてなかったわけですけれども、今回、理事長、理事、監事の役員のみとし、ほかに理事長が適当と認める者を同席させることができるというように規定いたしました。また審議事項として内部統制に関する事項を新たに追加いたしました。そのほか開催、招集、職員の出席、議長等、審議事項に係る決定及び庶務について新たに規定をしております。

50ページをご覧ください。運営要領と並べて書いてありますが、基本的に要領を廃止をして新しく規程を作るということで、かなり変えております。構成員ですけれども、第2条に書いてありますとおり、理事長、理事、監事、いわゆる役員が構成員であるということになります。このほか理事会には理事長が適当と認める者を同席させることが

できると決めておりますので、そのほかの者も同席することがありますが、構成員ではございません。開催は毎月1回程度開催する、必要があると認められた時は随時理事会を開催することができる、理事会は理事長が招集する、理事長が必要に応じて関係職員を理事会に出席させ説明又は報告させることができる、理事会の議長は理事長とする、理事会は理事長の出席のほか構成員の過半数の出席がなければ開催することができない、理事会の進行は理事長が適当と認められた者に行わせることができる旨などを規定しております。

解説をさせていただきますけれども、まず第2条第2項に理事会には理事長が適当と認める者を同席させることができる、一方、第5条のところにも必要に応じて関係職員を理事会に出席させ説明又は報告させることができると定めております。この第2条第2項と第5条がどのように違うのかということですが、位置づけとしましては、第2条第2項は毎会同席する職員を理事長があらかじめ決めるということであります。たとえば、現在、保険センター所長の大貫総括審議役も出席していただいておりますが、このような者は第2条第2項で理事長が決めて毎会同席というようなかたち。一方、第5条の職員は、その都度臨時に説明をさせることが必要な者がいれば、その者を呼んで説明をさせるというようなこととなります。議長ですけれども、理事会の議長は理事長とするとした上で、第6条第3項で進行は理事長が適当と認められた者に行わせることができるということですが、議長そのものは理事長であります、実際の進行は理事長が適当と認められた者、現在は上野総括審議役ということになりますけれども、こちらに行わせることができるという趣旨であります。このように理事会規程も、現在のやり方を変えるというよりは、現在のやり方をできるだけきちんとした形で規程化したというふうにご理解を下さい。第7条には先ほど説明しましたように内部統制に関する事項を追加しました。第7条第2項に審議事項以外の事項で、構成員等に周知を図る必要があると考える事項を報告することができる、構成員から審議すべきとの提案があった場合に理事長はこれを適当と認める場合には審議事項とすることができるように定めております。審議事項に係る決定事項は第8条にありますけれども、十分な審議を行い、構成員の合意を得るよう努めるものとするとした上で、合意が得られない場合には、出席した構成員の賛否の確認を行った上で理事長が判断し決定するものとするということで、最終的な決定権は理事長がお持ちであるということになっております。また、第11条に、庶務は、森林総合研究所総務部総務課において行うということを定めております。

全般的には他の法人の理事会に関する規程を参考として定めることといたしまして、このような形になったところであります。これで理事会という法人ガバナンス全体を司る機関の規程としては必要十分なものになったものと考えております。

(理事長)

これに関しましては桂川理事より説明がありましたように、構成員等の第2条に係るところとくに第2条第2項ですね、理事会には、理事長が適当と認める者を同席させることができる、これは通常同席していただける方、これは今回変えるつもりはございません。私と理事、監事を除きます本日御出席の皆さん全員に参加していただくという形でこれは運用させていただきたいと考えております。第6条第3項、理事会の進行は、

理事長が適当と認めた者に行わせることができる、この規程に関しましてもこれまで同様に森林総合研究所の総括審議役をお願いするということで進めさせていただきたいと思っております。

(上野総括審議役)

ただいま理事長からご発言いただきましたように、新しい理事会規程に基づく29年度以降の理事会メンバーにつきましては、常設メンバーは現在ご出席されている方、その職にあられる方ということで決めさせていただきたいと思っております。また、ただいまご指名いただきましたように、理事会の司会進行につきましても森林総合研究所の総括審議役が引続き行うということでご理解願います。

I-3. 「理事の職務に関する規程」の改正について

(桂川理事)

この規程は従前からあった規程でありますけれども、組織規程の改正によって生ずる必要な事項を改正することといたしました。理事の設置は先ほど申しましたように、現行の組織規程には理事がそもそも書かれていないということでございまして、個別法からダイレクトに受けるという形になっていたものを、組織規程から受けて記述するという形に変えております。また、理事の設置を組織規程にきちんと規定しましたので、本規程は人数、職務あるいは権限のみの規定に変更したというようところが主な点であります。

53ページの新旧対照表をご覧ください。理事の人数あるいはその職務の内容は今回変えたものではございません。また、勤務する場所につきましても変えたものではございません。理事の担当職務につきましても今回変更はしておりません。ということでそれほど大きな変更はございませんが、先ほど申しましたように組織規程の変更に伴って所要のところの改正を行ったというものであります。

(上野総括審議役)

特段ないようでございますので、以上3点の規程の改正案につきまして手続きを進めたいと思っておりますのでご了承願います。

I-4. 中長期計画の変更の認可申請について

(桂川理事)

昨年5月に法律改正なされまして、森林総合研究所が附則業務として暫定的に行っておりました水源林造成業務、これが本則に位置付けられました。また、森林総合研究所の名称は国立研究開発法人森林研究・整備機構に変更するとされたところであります。現在、森林総合研究所の中長期目標の変更につきましては、国立研究開発法人審議会林野部会での意見を踏まえ、農林水産省において策定中であります。今後、中長期目標の変更の農林水産省大臣決定、そして当法人への中長期計画の作成指示が行われることに

なります。中長期計画の変更に当たりましては、別添の変更のポイントを踏まえて検討の上、決裁を経て3月2日までに農林水産大臣あて認可申請することとし、次回理事会において報告することとさせていただきたいと思っております。

変更のポイントにつきましては、第1に法人名称が変わったということで森林総合研究所から森林研究・整備機構に書き換えられます。それから関係業務の記述の記載順序建制順です。これがこれまでは研究開発、森林保険、水源林造成であったものが、研究開発、水源林造成、森林保険というなかたちで建制が書き換わります。そしてまた水源林造成事業、この業務の本則化に伴う記述の変更がございまして、たとえば水源林造成事業と書かれていたものが水源林造成業務と書き換えられるといったようなことがございます。いずれにしましても大きな変更もしくは考え方の変更があるわけではありませんので、名称の変更、建制順の変更、本則化に伴う記述の最小限の変更、こうしたかたちで目標が変更されると聞いておりまして、計画も同様に必要最小限の変更を行うというものであります。

(上野総括審議役)

認可申請いたしましたら、また内容を添えて正式にご説明する機会もあろうかと思っておりますので、こういう手続きとして進めさせて頂くということでご理解願います。

I-5. 業務方法書の変更について

(桂川理事)

業務方法書の変更について、こちらも仕事のやり方が変わるわけでもありませんので、水源林業務が本則化されたこと、法人の名称が変更されたこと、そういったものに基づく技術的な修正になります。法人名称の変更、業務運営の基本方針を機構の目的を踏まえての変更、建制順位の変更、これまで附則業務であった水源林造成事業を業務方法書の本則に位置付け、関係政省令の改正を踏まえた変更というようなことになります。

58ページ新旧対照表がございまして、第2条のところに業務運営の基本方針というのが書いてあり、随分文章が変わっているように見えますが、これはほとんど法律の文書をそのまま引用したものであります。つまり水源造成業務の関係が本則化されましたのでそれに伴って法律の書きぶりが変わりましたが、それに合わせて業務運営の基本方針も書き換えをしているというところでありまして、そのほかのところは先ほども申しましたが、名称の変更がございましてか建制順の変更に関わるようなものでありまして、内容の変更を伴うようなものではございません。

(上野総括審議役)

これにつきましてもこのような流れで3月に向けて進めさせて頂きたいということで決定させていただきます。

II-1. 平成28年度 林木育種成果発表会の開催

(渡邊理事)

平成28年度の林木育種発表会を開催いたしましたのでご報告したいと思います。去る平成29年2月2日に、東京都江東区の新木場の木材会館におきまして、成果発表会を開催いたしました。参加者は全部で約150名ということでございます。

28年度の林木育種センターの発表をする前に名古屋大学の戸丸先生から特別講演、静岡県の山田さんから特別報告を頂きました。特定母樹は170以上になり、そのほとんどは林木育種センターが申請をして指定を受けている中で、そのうちの5つは静岡県が単独で申請を出されて指定を受けられたということもございまして、その取組につきまして「静岡県における特定母樹選抜の取組」としてご報告をいただきました。そのあと全部で8課題につきまして、平成28年度の開発品種の解説から始まって種々の発表を行っております。質疑も色々いただきました。最後に発表以外の項目として、開発された優良品種の早期普及に係る取組につきまして、品種開発の段階から育苗に至る各プロセスにおいて、例えば、品種開発を行う時に民間企業と共同開発を行うことによって普及が早く進むとか、あるいは開発されたものが早く普及できるように育苗の技術についても色々取り組んでいるというようなこともご紹介をいたしました。国や都道府県、各研究機関・企業等さまざまな方においでいただきまして感謝致しております。

II-2. 平成28年度第2回整備局長会議の開催について

(奥田理事)

平成28年度第2回の整備局長会議につきましてご報告申し上げたいと思います。去る1月30日、31日にかけて開催をいたしました。まず私どもの方からセンターを取り巻く情勢あるいは事務業務改善等の説明を行ったところでございます。引き続きまして事業運営会議を行いまして、理事長より訓示をいただきますとともに、各整備局の平成28年度の水源林造成事業の進捗状況あるいは重点取組事項等について報告をいただき意見交換を行ったところでございます。各整備局からの報告事項につきましては別添資料のとおりでございます。それぞれ今年度の事業の進捗については、ほぼ計画どおりに行われる見込みであること、あるいは重点取組事項といたしましては、森林整備の取組の状況、あるいは研究機関との連携の状況、さらには地域の森林整備への貢献の状況等についてご報告をいただいたところでございます。なお、本資料につきましてはホームページにも公表させていただきたいと思っております。

II-3. 森林整備センター職員の募集について

(奥田理事)

来年度平成30年4月1日付け採用予定の職員募集につきまして、ご説明申し上げたいと思います。今年は採用情報の公開を3月からということで昨年より若干早めのスタートになるかなと思っております。まず、採用予定数でございますが、事務系、技術系合わせて10名を予定しております。それから法人説明会のご案内の関係ですが、昨年は1回だけだったのですが、今年はより広範に説明会を開催し、良い人材を集めたいと

ということで、3月と5月の2回開催予定でございます。応募条件でございますが、昭和62年4月2日以降に生まれた方ということで30歳以下の方を募集したいというふうに考えております。応募種類、これが今年新たに加えた部分でございますが、昨年までは一般応募だけだったのですが、今年は技術系志望の方につきましては、森林・林業に関する学科・科目が設置されている大学の該当学科に所属される方又は、該当学科を卒業された方につきましては、推薦応募を選択することができることとしたいと思っております。ちなみに推薦応募者につきましては、筆記試験のうち専門試験及び論文試験を免除したいというふうに考えております。選考方法でございますが、一般教養・適性審査それから筆記試験、これはいわゆる専門試験と論文試験でございます。あと面接も昨年は1回のみだったのですが今年は2段階に分けて実施します。多くの人数を1日で面接しますと1人当たり短時間でやらなければならないということになってしまいまして、もう少しじっくり面接に時間をかけたいということで2段階に分けて実施をいたしたいというふうに考えております。以上でございますがよりよい人材を採用できるように色々工夫しながらやってみたいと思っております。

(鈴木監事)

女性がなかなか面接官になることは、今の森林整備センターでは難しいというお話は昨年度も伺ったんですけれども、こういった面接は男性・女性の両方の視点で実施することが望ましいと思います。来年度から森林研究・整備機構となり、外から見たときに一つの組織と見られたときに、研究所にいる職員も水源林造成事業のことを理解している方がいいんじゃないかなという部分があるので、例えば、職員の人事交流を行うとか、森林総合研究所の女性面接官に森林整備センターの面接を担当させるといったこともあっていいんじゃないかと漠然と思いました。

(桂川理事)

将来に向けての課題ですね。面接官ができるポジション・年齢の女性が現状ではそもそも非常に少ないと思われれます。

(奥田理事)

昨年も同じお答えをしたと思いますけれど、新規採用者を判断する面接官はそれなりのポストで決めたいと思っております。男性だから女性だからという感覚は全くなくて、そのポストに女性が座れば女性にやっていただきたいと思っております。しかし、現時点でなかなか森林整備センターですぐ女性幹部の方が面接官のポストに座るかというとそういう状況にないものですから、もうしばらく時間がかかると思っております。

(桂川理事)

職員の交流のことにつきましては、ご指摘というかご教授ごもっとも思うところもありますが、各組織で業務の内容が全く異なる部分というものがございまして、だからこそ交流すべきだという話が一方であるわけですのでその辺りは考えていきたいと思っておりますけれど、これも急にというわけにもなかなかまいりませんので将来に向けた課題として受

け止めさせていただければと思います。

(理事長)

具体的には、この中長期の間に考えて、次期というくらいのペースでも考えることは始めてもらいたいと思います。

(上野総括審議役)

総合調整室が全体をみるという立場から、森林整備センターの方と林木育種センターの方と森林総合研究所の方がスタッフでいるという状況ではあります。

(桂川理事)

森林保険センターにも森林整備センターの方とか来ていただいているわけですから。

(三木理事)

課長ポストに少なくとも女性が複数くらいないとなかなか難しいですね。

(理事長)

監事から言われたように、外から見ればやはり人事交流があってもおかしくないということもあると思いますので、そういう枠を排除するものではないという形の方針、方向は持っていたほうが良いと思います。

(平川監事)

人数というのは特に推薦応募と一般応募で、採用の人数を何か目処をつけてとかそういうことは一切ないですね。自由に応募していただいていることですね。

(奥田理事)

そのとおりです。

(上野総括審議役)

面接2段階というのも新たな取り組みですね。

(奥田理事)

1日だと本当に時間が短く、なかなかじっくりお話しできない。そこで2段階に分けてやろうということです。

(上野総括審議役)

本日の報告事項は以上でございます。

これで平成28年度第11回理事会を終了いたします。

次回の平成28年度第12回理事会は3月10日（金）に開催予定です。

3. 閉会